

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	使用の許可	
根拠条例等・条項	堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第5条	
所 管 課	文化国際 部	文化 課
審 査 基 準	<p>使用の許可については堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第5条に基づき審査する。</p> <p><b>【堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例】</b> (使用の許可)</p> <p>第5条 プラザの企画展示室、茶の湯等体験室、復元茶室又は講座室(以下これらを「許可施設」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可施設の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 施設、附属設備等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、プラザの管理上支障があり、使用させることが不相当であると認めるとき。</p> <p>3 市長は、許可施設の使用を許可する場合において、管理上必要がある</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即時(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	